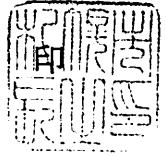


「円山動物園内新規売店等施設設置事業者」の選定に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和元年 5 月 22 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局 〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘 3 番地 1
札幌市環境局円山動物園経営管理課経営係 電話 011-621-1426
- 2 企画競争に関する事項
 - (1) 名称 円山動物園内新規売店等施設設置事業者
 - (2) 内容 札幌市円山動物園内において、飲食店や売店等の来園者の満足度・利便性に利する施設に対して、覚書に基づき同園の公園施設設置許可を出し、事業者による営業を認めるもの。詳細については円山動物園内新規売店等施設設置事業者募集要項（以下、「募集要項」という。）による。
 - (3) 設置許可期間 令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで。詳細については募集要項による。
 - (4) 覚書締結に至るまでの流れ
 - ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付
 - イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査
 - ウ イの審査で最も優れた企画提案者を優先交渉者として選定
 - エ ウの優先交渉者と所定の手続きを経て、覚書を締結する。なお、企画競争の参加方法及び提出書類等の詳細については、募集要項による。
- 3 企画競争参加資格
本企画競争への参加者（以下、「企画提案者」という）は、次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 法人格を有する企業、団体等であること。
 - (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (3) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
 - (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
 - (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- 4 参加申込書類の提出場所等
 - (1) 募集要項の交付方法 令和元年 5 月 22 日（水）から札幌市円山動物園公式ホームページにて交付する。
 - (2) 参加申込書類の提出場所及び問い合わせ先 上記 1 に同じ。
 - (3) 提出期限 令和元年 6 月 13 日（木）17 時 00 分
 - (4) その他、提出書類の詳細等については、募集要項による。